

**2014年度日中経済協会訪中代表団  
中国ビジネス環境に関する改善要望事項**

本要望は、標記代表団派遣にあたり、日中経済協会会員企業へのアンケートを中心として、可能な限り網羅的にとりまとめたものです。

<b>1. 行政手続き・許認可</b>	2
<b>2. 外資規制</b>	3
規制緩和・運用の統一	3
企業再編・M&A、独占禁止法関連	3
個別業種別の規制緩和	4
<b>3. 外貨管理・金融</b>	5
外貨管理制度	5
為替予約・両替	6
金融規制緩和・システム改革	6
<b>4. 知的財産権</b>	6
<b>5. 法の執行・罰則強化</b>	7
<b>6. 社会保障・労務</b>	8
社会保障協定の早期締結	8
労働契約法・派遣労働者	8
戸籍制度・社会保障	9
新出入国管理制度・就労ビザ等	9
<b>7. 税務</b>	10
二重課税等	10
移転価格税制	10
税務管理と運用	11
その他税務	11
<b>8. 貿易と通関</b>	12
WTO情報技術協定	12
通関・商検局等の運用	13
税関検査負担の軽減	13
輸入規制	13
<b>9. 政府調達</b>	13
<b>10. その他の重要課題</b>	15
安全なビジネス環境	15
食の安全と農業	15
介護ビジネス	15
環境・エネルギー、産業の高度化	15
規格認証	16

## 1. 行政手続き・許認可

- 政府機関での行政手続きでは提出書類が多く、また、手続きに長期間要するケースが多い。各種手続きにおける提出書類の簡素化と手続きの迅速化を改めて要望する。
  - 特に、提出書類は簡素化の余地が大きい。例えば、代表者資格証明など日本の公的機関が発行する証明書の記載事項であるにもかかわらず、別途、当該事項を承認する旨の記載がある取締役議事録（全員がサインをした正本）の提出を求められることがある。この点、是非改善を要望する。
  - 各種行政手続きにおいて、中央政府と地方政府の間、地方政府ごと、あるいは同一地方政府の中でも担当者ごとに、法律・法規の解釈や運用が異なるケースがある。加えて、過去において、当時の担当者の見解に基づき処理した案件が、数年後、問題として取り上げられるケースも散見される。
  - 行政手続きについては、行政対応・法令運用・解釈が全国で統一的に行われることを要望するとともに、過去において適正とされた事案については、その法的地位の安定性を奪われることがないよう、徹底いただきたい。
  - 工場建設・拡張手続きなど、事務処理要領の制定・統一化・簡素化・迅速化（処理期間短縮）・透明性確保など一層の改善を要望する。
- 法律上禁止あるいは規制されていない事項の許認可簡素化を要望する。具体例は下記の通り：
  - 医療関係の許認可：内資、外資に区別無く非常に複雑で、申請から許可まで非常に時間がかかっている。
  - 無償減資の許認可の早期実現：無償減資は中国の会計では認められているが、許認可されていない（総投資額が減少する点では、有償減資も無償減資も同一である。有償減資は、事業環境変化に伴うプロジェクトの取り止めなど理由がわかりやすく、許認可機関の内部で説明しやすい。一方、無償減資は、業績不振が続いた会社を再生することが目的であるが、説明しづらいことも許認可の実績がほとんど無いことに影響している可能性がある。巨額の資本金とマイナスの剰余金を持った会社は、長い期間にわかつて配当ができないことから、出資者にとって事業をするメリットが無くなってしまう。無償減資〔マイナスの剰余金を巨額の資本金とネットティング〕を行うことで、配当のできる会社に再生することができる）。
  - 60 歳以上の就労許可：60 歳以上の外国人の就労ビザ取得が困難（実質上不可）となっている。現行制度では、60 歳以上の日本人に就労許可を発給しないことを明示した規定はないものと理解しているが、法の運用において、「董事長などの管理者、専門的な技術を有する者」に限定して発給されている。かかる状況下、60 歳を超える日本人に対する就労許可の条件緩和および条件明示を要望する（出入国管理制度の要項も参照されたい）。
- 医療機器や医薬品を国家食品薬品監督管理総局（CFDA）に登録する際、完了までに長い時間を要している。これを改善するために下記の点を要望する。
  - CFDA での審査の際、他国での承認申請で既に実施済みの試験については免除する規定を

設けていただきたい。

- 審査員を増員することにより、審査期間の短縮をお願いしたい。
- 審査員の審査レベルの統一や、最新科学水準への理解を深めるために、審査員育成プログラムを作成していただきたい。
- 当局による急で短期間での要対応事項の改善を要望する。要対応事項は十分な準備期間・作業期間を伴った依頼が必要である。

## 2. 外資規制

### 規制緩和・運用の統一

- 外資企業に対する対応（特に新設会社）で地域格差が大きすぎるので是正を要望する。
- 外資参入規制の緩和を要望する。案件にもよるが、外国企業に対し参入を容易にすべく、門戸を広げて欲しい。案件の評価の際に価格だけではなく、運営等を含めた LCC（ライフサイクルコスト）としての評価導入を要望する。
- 規制緩和（特に外資出資比率の制限等の参入障壁の撤廃）の実施、公開データの信頼性の向上を要望する。
- 上海自由貿易試験区における更なる規制緩和の実現、及び試験区で実証された規制緩和等の施策の早期全国展開を要望する。
- 現在、中央・地方政府ともに規制緩和等に取り組んでいることについて歓迎する。現時点では方針の公表に留まり、実質的な規制緩和に到達していないが、改善のチャンスである。今後ますますの規制緩和を要望する。
- 地方政府の独自ルールに対する、中央政府の指導力発揮を要望する。

### 企業再編・M&A、独占禁止法関連

- 国有資産譲渡に関する規制の緩和を要望する。外資企業（含：外国企業）と国有企業との合弁企業において、国有企業が保有する合弁企業の持分を譲り受ける場合、国有資産関連規定で国有企業資産の公開競売規制があり、手続が煩雑である上に、公開競売には未知の第三者が参加し、企業経営に不安定性をもたらす。合弁企業の外資企業が持分優先買取権を行使する場合は、公開競売でなく、既存出資者間での協議ベースの持分譲渡を認めて欲しい。
- 外資出資比率の制限や国有資産買収等に関して、より一層の規制緩和の流れが進み、内外差別の完全撤廃に近づくことを要望する。
- 企業再編法制の整備及び運用の弾力化を要望する。
- 清算による撤退が実務上困難である。日本企業の対中国投資は 90 年台半ば以降の案件が多く、合弁期間満了を迎える時期に差し掛かり、中国ビジネス環境の変化で見直しが迫られている案件も出てきている。この中で、清算しなければならないケースもあり、これが実現できないと、新規投資に二の足を踏まざるを得なくなる。日系企業にとって資産の入れ替えが普通にできると、中国への新規投資という正の循環につながり、中国にとってもプラスになると認識する。減資による資金回収も同様である。

- 約 20 年間中国の国有企业との合弁事業を行っている。70%の株を所持しているにも拘わらず、董事長は中方から出し、資本の論理でそのポストの明け渡しを要求するも、全会一致条項をたてに断られている。合弁における国有企业の持ち分譲渡や董事長ポスト、全会一致条項など近代的な経営改革を行えるような規制緩和を要望する。
- 独占禁止法の審査について、世界のどこの国の企業を買収しようがその企業が中国でビジネスを行っている限りは、中国の商務部の独占禁止法に抵触するかどうかの審査を受けなくてはならない。この審査のプロセスが長く不透明である。長い場合には 1 年近く買収や合併が実現出来なくなる。審査体制の強化とスピードアップ、またそのプロセスの透明化を要望する。
- 一部業種については国家安全審査を受ける必要があるが、対象業種、審査認可プロセスが不明確であり、かつ審査期限も明確ではなく長期にわたって何ら説明もないまま承認が得られない状況も存在する。対象業種や審査プロセスを明確にして、透明性の向上を要望する。
- 事業者集中審査は手続きの簡素化が図られ、改善の方向に向かっていると感じるが、申告基準が低いために申告しなければならない対象件数が多くなる。基準を引き上げ、申請対象となる案件を減らしていただくよう要望する。結果、申請件数が減り、申請者そして商務部にとってもメリットがある。

#### 個別業種別の規制緩和

- **コンテンツ**：中国では、外国からのコンテンツ（映画、音楽、ビデオ CD/DVD/BD）の内容審査を行っており、国家新聞出版広電総局のうち、旧 SARFT（広電総局）は映画、旧新聞出版総署は音像製品、電子出版物（音楽、ゲーム）、文化部はオンライン音楽・ゲーム、と同じコンテンツでも搭載されるメディアによって、異なる中央政府機関で内容審査しなければならない。中央政府で 1 つの外国コンテンツの内容審査部門を設立し、同内容のコンテンツは一度内容審査を通過すれば、他の政府機関での審査は不要となるよう簡素化を要望する。
- **音像製品販売**の外資規制の自由化を要望する。音像製品（ビデオ CD/DVD/BD）の販売は、実際の運用上は合作企業に限られている。販売（卸売、小売）業務を 100% 外資企業に許可することを要望する。
- **広告業務**への外資参入規制の緩和を要望する。中国の WTO 加盟の約束では、加盟してから、4 年以内に外資独資子会社の設立を許可すると定められ、現在 100% 外資の広告会社設立を認めている。しかし、その条件として、外国投資者が広告業務を主要業務として行っている企業でなければならず、実際の外資参入には制限をかけられている。一定の条件を満たせば主要業務でない企業も広告業務を展開できるよう規制緩和を要望する。
- **自動車オペレーティングリース**：商務部批准のライセンスにより全国で業務が展開可能であるにもかかわらず、自動車オペレーティングリース業務に関しては地域性の法令で規制（駐車場確保、営業車両での登録、整備士の確保、システム整備等）を受ける。また、地方性の法令はレンタカー（不特定多数に短期間の賃貸）を念頭に作られたものでありオペレーティングリース（特定顧客に長期間の賃貸）に対応していない。かつ、各地域によって規制の内容も違っており全国展開の障害になっていることから、早急にオペレーティングリースの業

務内容に沿った全国性の法令整備がなされるよう要望する。

- **設計**：中国国内企業保護の観点により、外資企業への規制緩和が不十分である。ある企業の中国現地法人は未だに甲級（注：甲、乙、丙のランクあり）の設計資質証の取得が認可されていない。この分野での規制緩和を要望する。
- **危険化学品経営ライセンス**を取得するに当たって、企業の責任者が個人として資格を取得する必要があるが、複数のビジネスを行っている企業については、企業の責任者だけではなく、危険化学品経営に関わる部署の責任者が資格を有する場合にも、企業ライセンスを発行するなど現実的な取り扱いを検討いただくよう要望する。
- **物流**：上海自由貿易試験区の優遇施策 14 項目が発表されたが物流面では限定的である。その他の特殊保税地域との連結にも適用されないと物流サービスで大きな効果は期待出来ない。よってさらなる施策を要望する。

### 3. 外貨管理・金融

#### 外貨管理制度

- 外貨管理局は、地域によって、総局が発行した政策・制度に対する理解、取り扱いが異なる。政策・制度の一層の統一化・徹底を要望する（江蘇省では域内銀行でなければオフショア口座を開設不可）。
- 外債管理に関しての当局は、外貨の場合は外貨管理局で、人民元の場合は人民銀行だが、外債枠の管理は外貨管理局のみとなっている。当局間のコミュニケーション不足などによる問い合わせ、手続きを行う際の当局間でのたらい回しなどが頻発しているため、外債、外債枠の管理を一当局に集約化することを要望する。外貨建て外債の残高管理は、中長期のみ発生額管理（短期は極度枠管理）だが、人民元建ての外債は長短期とも発生額管理になっている。貨幣を問わず、短期を極度枠管理とすることを要望する。
- 海外からの人民元による投資が認められるなど一部規制が緩和されてきているが、外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転して得た人民元を用いて中国国内において再投資することはできない。インフレ抑制等の目的は理解できるものの、外資企業にとっては過度の規制となっており、外資企業の国内再投資が極めて高いハードルとなっている。一層の規制緩和により、再投資へのハードルが下がるよう要望する。
- 外貨建資本金の元転については、実需原則に拠る元転しか認められていないが、当該制約を撤廃いただきたい。
- 中国の外貨管理制度では、非貿易取引に属する対外支払いに関して、必要書類・手続き等が多数あり、対外送金が非常に困難である場合がある。対外支払時の事務処理簡便化を要望する。
- 日本への送金等で当局の許認可が必要なものが多すぎるとため、簡素化を要望する。
- 元の国際化に一定の改善はみられるが、依然厳格な外貨管理規制の早期緩和を要望する。
- 金融市場の国際化に向けた更なる金融規制改革、金融市場開放を要望する。例えば、外為市場のバンド政策の更なる拡大、将来的な撤廃、自由化を標榜しつつも影での為替介入禁止等。

### 為替予約・両替

- 現状入金見合いの為替予約は締結・実行できず、支払いにのみ為替予約を締結・実行可能となっている。入金した資金に対して会計帳簿の通貨に合わせるための為替予約・両替ができるよう改善を要望する。
- 為替の予約制度はコストが高く、使いづらいので改善を要望する。急激な為替変動は、中国子会社のリスクとなっているので、中国内における為替予約制度の構築を要望する。

### 金融規制緩和・システム改革

- グループ会社間の貸借に関して、銀行経由の委託貸付ではなく、直接契約することも許可されるよう要望する。
- 金融面での更なる規制緩和促進を要望する。日本の本社と現地法人の貸金（親子ローン）の継続に関して、ロールオーバーの取り扱いを認めて欲しい。人民元の為替リスクヘッジのニーズが増大してきており、金融商品について規制緩和を要望する。
- 非金融機関同士の金銭消費貸借契約の規制緩和を要望する。グループ会社間の金銭消費貸借について改善を要望する。
- 短期運転資金に関し、銀監会（CBRC）の指導に基づきロールオーバー不可となっているが、当該指導の見直しを要望する。
- 信託業務の外資開放、信託商品の管理リスク強化など、金融面での規制緩和を要望する。
- シャドーバンキング対策の一環として、資金源泉となっている銀行間取引にフォーカスするのは良いが、実態を見極めた通達公布、規制適用を要望する（127号通達等）。
- 一部地域における相互保証の問題は、決算書には出てこない上、企業基本信用情報報告（人民銀行より）の情報も網羅性に欠けるため、改善を要望する。また、企業基本信用情報報告に記載される情報量は統一性を欠いている。詳細版には必ず与信枠情報を載せていただくよう要望する。
- 人民銀行登記システムのうち、リース契約と売掛債権譲渡について法的裏付けがない。早急な整備を要望する。
- リース物件の抵当権設定に関し、法的にはレッサーが所有権を有するリース物件上に、レッサー名義の抵当権を設定できる旨の規定があるにもかかわらず、各地の工商局では、設定できない現状があるため、改善を要望する。

### 4. 知的財産権

- 商標法改正など、知的財産権保護に積極的に取り組まれているものと思料するが、依然として知的財産侵害事例が後を絶たない。特に、海外での馳名商標についての保護は未だ改善の余地がある。例えば、中国内で商標登録がない場合であっても、海外で馳名商標であると認められているケースにおいては、中国内でも保護されることを強く要望する。
- 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容については、公開の促進が図られているが、必ずしも全てが公開される状況ではない。引き続き更なる公開の促進（透明性の担保）が図ら

れるよう要望する。審理において応答期間や公証については、外資企業は多大な負担を強いられているので緩和を要望する。外国で著名な商標の保護につき、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM 製造）を排除する仕組みの整備を更に進めることを要望する。模倣品の取り締まりにつき、税関での取締り情報を、より広範囲に（望ましくは全部について）、速やかかつ詳細に開示することを要望する。

- 建設機械業界は、他業界と比べて模倣品被害が多い。模倣品の蔓延を放置することは、メーカーの正常な事業運営を妨害するだけでなく、粗悪で安全性の低い部品に起因する災害・品質トラブル発生リスクを高める。外資系メーカーが連携し、独自の模倣品撲滅活動を進めているが、政府レベルでの強い支援を要望する。
- 中国商標局での類似商標の登録が容易になっているので、類似商標登録審査が厳格になされるよう要望する。類似商標に絡む問題の提訴地についても、問題発生地以外に商標権者法定所在地でもできるよう要望する。提訴地は不法行為の発生地・発見地以外に被害者である「正規商標の使用許諾を授権された法人法定所在地」でも提訴可能にして欲しい。
- 中国商標局が管轄する登録商標と国家知識産権局が管轄する外観設計特許が市場で衝突した場合、どちらの権利が優位に立つか法律で明確に規定されていない。模倣業者摘発現場において当局（工商行政管理局）の対応があいまいになっている。よって登録商標と外観設計特許の優位性を明確にする法律を公布するなど現状の改善を要望する。

現状、中国の外観設計特許（中国国家知的財産権局管轄）はほぼ無審査で通ってしまい、中国の第三者によっていとも簡単に登録されることもある。一方、登録商標（国家工商行政管理局中国商標局管轄）は厳しい審査過程を経ないと登録できない。具体的には中国商標局内での類似商標該当審査、3か月間の初審公示期間中の異議の第三者による異議申し立ての有無の2つである。以上より、登録商標は外観設計特許よりも重い判断であることはわかるが、現行の法規（国家工商局内部通達レベル）では、「外観設計特許は商標の先行権利者を侵害できない」という表現はあっても、「商標登録者は外観設計特許の先行権利者を侵害できない」という表現はない。つまりところ善意の第三者2名がお互い利害関係がなく、同じブランドを同じ時期に、別々の場所で、一方は商標登録を、他方は外観設計特許の権利を取得した場合、どちらが優位に立つかということをレベルの高い法律で明らかにして欲しい。

- 知的財産権を守るために中国進出を回避する企業は引き続き存在している。知的財産権の保護及びコピー製品・部品の規制強化を要望する。
- 中国知識産権局における中国特許情報データベースの情報発信の改善を要望する。特許出願が特許として登録されるまでその出願における特許請求の範囲等の補正状況を確認できない（公表されていない）が、特許侵害訴訟件数が世界一となった中国に進出する企業にとって、こうした情報の不足は知財リスクを抱え込むことになる。

## 5. 法の執行・罰則強化

- 法的強制執行および法院の対応について、強制執行に関しては、強制執行の判決が出た裁判所と、執行地が異なる場合、執行自体がなかなかできない。また、法院の対応に関しては、

多忙を理由に、保全申請を受け付けてくれないほか、地元企業優先で、外地の企業の申請を受け付けてくれなかつた前例などもあり、公平な対応を要望する。

- 外資・内資問わず、中国での経済活動において代金回収の難しさは常に直面している課題である。企業側で対策を行うのはもちろんあるが、法制度の側からも状況改善（罰則の強化など）を行い、企業の健全な運営を促していただくよう要望する。
- 最近の金融状況は民間企業の資金回収の遅れなどに影響が出ているため、改善を要望する。
- 自動車交通違反における罰則強化（中国道路交通安全法第 90 条に車検切れ等が含まれるよう）を要望する。罰則強化による車両管理意識の高まりが期待できる。
- 輸送車両の改造（パワーゲート取付や架装）、過積載等、中国企業と外資企業に対する違法行為取り締まりに温度差を感じる。平等な司法・行政対応を要望する。
- 現在の車両登記証は「所有者」のみの表示であり、「使用者」の表示が無く、顧客名義で登記する場合、リース物件であるにも拘らず第三者対抗要件がない。船舶や航空機のように「所有者」及び「使用者」を明記されるように改善を要望する。

## 6. 社会保障・労務

### 社会保障協定の早期締結

- 2011 年 7 月 1 日施行の社会保険法では、外国人の中国での社会保険強制加入が規定されたところ、二重納付を避けるべく、日中社会保障協定交渉の早期再開・早期締結を希望する。協定締結までの間は、社会保険料納付を免除する経過措置の実施を要望する。
  - かかる社会保険の負担は企業財政を圧迫し企業活動にも大きな影響を与えている。
  - 駐在員個人にとっても、公的年金はほとんどの場合掛け捨てとなってしまう。
  - 2011 年施行以来、2012 年北京、広州、天津、2013 年深圳で外国人の社会保険料の徴収が始まった。上海ではまだである。現在日本は先進国を中心に 17 カ国と社会保障の協定を結んでいる。中国は在留邦人もアメリカに次いで多く 13.5 万人もいる。本件は、中国への投資意欲を減退させる要因にもなりうる。

### 労働契約法・派遣労働者

- 2013 年 7 月施行の労働契約法で新たに制定された補助的職位の派遣労働者の比率管理について、グループ運営を行っている会社形態等に応じた柔軟な対応を検討していただくよう要望する。また、「労務派遣暫定規定」第 26 条規定の労務派遣に該当しないケースにおいて、「雇用単位が組織による任命派遣又は任命の形式により当該単位の労働者をその上級単位、所属単位または関連会社へ派遣させて労働させる行為」との文言を加えることで、法人間での役職員派遣が労務派遣に該当しないことを明確にしていただきたい。
- 2014 年 3 月に施行された労務派遣暫定規定に関して、労務費の高騰が指摘されている中国において、さらなる労務費の高騰、労働問題リスクを企業側が負う構図となり、日本本社からみた中国ビジネスリスクになりかねないため、改善を要望する。

## 戸籍制度・社会保障

- 勤務地（統筹地区）の変更があると、それまで積み立てていた社会保険がそのまま引き継がれないため、グループ企業間の人材ローテーションができない。一定の職務経験者であるほど、勤務地を変えることに抵抗が出る。これは、企業側の視点から不利益であるだけでなく、中国人材市場の活性化の面においても不利益である。できるだけ早期に改善されることを要望する。
- 省を跨いだ人事異動が容易となるよう、戸籍制度や社会保障制度の統一・改善を要望する。
- 外国人の社会保険加入制度について、自由選択性の導入を要望する。
- 公的年金や健康保険等の社会保障政策を充実させることで生活水準の向上を目指す一方、最低賃金の上昇は、経済成長スピード（安定成長）に見合ったレベルとなるよう要望する。

## 新出入国管理制度・就労ビザ等

- 2013 年 7 月より中国の出入国管理法が施行され、就労ビザ取得の審査が厳格化し申請期間も長期化した。不法入国・不法就労の取り締まり強化という主旨は理解するが、一方、外資系で長年模範的に事業を行っている企業の駐在員に対しては早期に審査が進められるなど、制度上の優遇措置を検討いただきたい。
- 上記のビザ取得に要する期間は、5 日から 15 営業日に大幅に延長され、地域によっては 5 営業日に再度変更したところもあると聞くが、無犯罪証明書の必要有無をはじめ、地方毎に取り決めが統一されておらず、現場の実務面で混乱が生じている。また、北京では引き続き 15 営業日が要求され、特急申請制度等設けられたものの限定的であり、かつ費用も発生することから活用は現実的ではない。今後も 15 営業日が継続されれば、出張制限等企業活動にも大きな影響を及ぼすため、早期見直しを要望する。
- 加えて、就業許可証の取得時に、駐在員の人数を不当に制限する動きがある。就業許可証および居留許可証の取得・延長手続きの迅速な手続きを要望するとともに、不当な駐在員数の制限などがないよう要望する。
- 就業証、居留許可証申請手続きの簡素化を要望する。いずれも外国人労働者が中国で就労するうえで必要な証書であるが、更新・変更に必要な書類が多いうえ申請期間も長く、手続きが非常に煩雑である。性質の近い証書であるにもかかわらず管轄が異なるため 2 倍の手間がかかっているように思われる。また、手続期間中はパスポートを預けなければならないという点も問題であり、有事に身分証明ができない、ホテル・飛行機が利用できない等の実害も発生している。手続きの簡素化、あるいは外国人就業者向けの統一的な身分証明書制度の制定を要望する。
- 就労ビザ（Z ビザ）の発行については、現状「高卒学歴者は原則不可」等となっている（人材資源社会保障局の管轄）。最終学歴が高卒の熟練技術者も多く、中国で事業を行ううえでも現場経験が豊富な彼らの技術は役立つ。年齢差、学歴差のない形で、ものづくりの技術、あるいは優れた経営手腕を持った出向者が受け入れられるよう当該規制の再検討を要望する。
- 現地駐在員に身分証明としてパスポートの常時携帯が義務づけられているが、パスポートと同等の効力を持った ID カード（名刺サイズ）の発行を要望する。パスポート携帯に代えると

ということで、その紛失リスクの軽減に繋がる。

- 一部地域では、設立 1 年以内の会社による外国人駐在員の居留証が交付されない。董事長ならば交付されるようであるが、総経理以下のレベルで交付されないことがあるため、改善を要望する。

## 7. 税務

### 二重課税等

- 中国現地法人による日本向け商品の輸出に関連し、販売額の一定割合を日本企業へコミッショニングとして送金する取引において、中国現地法人は営業税・企業所得税・営業税に対する付加税を支払っている。受け取る側の日本企業は、コミッショニングは法人税賦課の対象となっており、一取引において二重課税されているのが現状である。日中間の取引にかかる税コストを軽減するため、二重課税の改善を要望する。
- 増值税改革に一定の期待をしているが、二重課税問題につき法制面の整備を引き続き要望する。また、増值税改革における対象取引範囲の解釈が地域税務当局によって異なる事態も発生しているので解釈の統一を要望する。
- 税務当局の企業窓口担当者の能力差による法規解釈の混乱について、引き続き納税者の利便性を追求し、丁寧で正確な対応を行えるよう、当局担当者の能力向上努力を要望する。

### 移転価格税制

- 地方政府は、一定の営業利益率に満たない場合、日本本社で収益が上がっているとして、本来ならば中国現地工場で収益が得られたはずという移転価格の問題として、その差額を追徴するという決めごとを作っている。中国国内の競争は激しく、販売価格は年々低下し、人件費は年々増加する状態の中で、収益率が低下している。これでは、地方政府がみなした収益率との乖離が年々大きくなる一方で、税の追加徴収は公正な競争を阻害する要因となっているため、改善を要望する。
- 移転価格問題に付随して、法人税の追徴が起きており、現地系企業との公正な競争に不利となっている。原材料を日本から輸入し、中国国内で加工後、中国国内のユーザーへ納入する場合、地方政府が現地加工拠点の収益率が低いとみなした営業利益率（業界平均値）との差額について、法人税を徴収されるケースが有るため改善を要望する。原材料の購入は日本本社からになっているので、当然本社側でも役割に応じた利益を確保している。利益と言っても、その分配率は、根拠をもって日本の税務当局にも認められた範囲のものである。
- 中国における日中二国間 APA（事前確認申請）の申請先は市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっている。複数の確認対象法人が一つの APA に含まれる場合には、国家税務总局（SAT）が主体的に関与し、支援、指揮を行うこととしているが、実際には統一見解が得られるまでに長期間にわたる調整が必要となり、その間 APA の申請自体ができない状況となる。二国間 APA が両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA 窓口の一本化、もしくは SAT により積極的かつ主体的に調整をいただくよう要望する。APA 申請期間中は地方当局

による移転価格税務調査を停止し、APA 審査を優先するような手当をしていただきたい。

### 税務管理と運用

- 保税区企業に対する税務管理の統一について、特段の改善が見受けられない。各地域の保税区税務当局からは、断続的に合理的とは思えない対応が行われることがあり、その対応に時間と労力が費やされている。引き続き当局間の連携、情報共有などに努力いただくよう要望する。
- 2013 年、一旦国際海上運賃に増增值税が課されることとなった。結局撤回されたが、その間海運業界は大きな混乱に陥った。主管の財政部・国家税務総局と関係官庁との意見交換、摺り合わせをしていれば避けられた事案である。今後、当局間のコミュニケーション不足による、かのような混乱が起こらぬよう要望する。
- 中古車を売買する際に発行される領収書が増增值税に対応しておらず、増增值税の控除が出来ない。流通税の観点からも新車購入時と同様、控除可能な領収書が発行できるよう要望する。
- 中国の税務局による調査は、明らかに税収増加目的で行われており、当局の見解以外の意見はほぼ認められないと想定、企業は常に税務リスクを負うこととなっている。税務局内に公正な審査部門を設置し、税務指摘事項の妥当性がチェックされるよう要望する。

### その他税務

- 外資企業を含めた在中国メーカーの輸出環境の改善を要望する。中国は「世界の工場」と称されながら、潤滑油や石炭を始めとする一部の輸出製品は増增值税還付の対象外となっている。このことは中国製品の輸出競争力の向上を妨げており、中国に進出した日系企業にとっても、輸出機会が狭められ、ASEAN を始めとした海外への企業流出に繋がるものと考える。増增值税還付対象外となっている製品の見直しにより、中国の企業活性化に繋がるものと思われる。
- 従来は規制により中国子会社によるクロスボーダーの資金貸し付けは認められていなかったが、2013 年より規制が緩和され、外貨・人民元建て双方にてクロスボーダー貸付が可能となった。一方で、中国内の子会社が国外関連者より受け取る利息には、企業間取引として営業税が課されることが判明した。中国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は企業・銀行間取引なので営業税が課されない。クロスボーダー貸付実施時、また中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる営業税の廃止を要望する。
- 国家税務総局から 2009 年 12 月 10 日に出された税務取扱「非居住企業持分譲渡所得の企業所得税管理の強化に関する通知」いわゆる 698 号通達について国外における会社の譲渡益について、中国で課税することの見直しを要望する。
- 2013 年 12 月 4 日に国務院が新たに鉄道運輸業及び郵便サービス業を増增值税改革試験の適用対象にすることを決定したことを受け、財政部及び国家税務総局は 12 月 13 日に増增值税改革試験に関する新しい通達（財税[2013]106 号通達、「106 号文」と略称）を公布した。遡及適用される一部の項目を除き、106 号文は 2014 年 1 月 1 日より施行される。106 号文は、増增值税改革試験が全国で実施される際、財政部及び国家税務総局が公布した増增值税改革試験に関する通達（財税[2013]37 号通達、「37 号文」と略称）に取って代わるものである。37 号文は 2014

年1月1日に廃止されるが、その中の多くの条項は106号文で踏襲されている。106号文は現行の増值税改革試験に関する政策の一部に変更を加えるものであり、これらの変更はファイナンスリース、国際貨物運輸代理などの業種に対し、一定の影響を与えた。

106号文では、納税者がセール・アンド・リースバックのサービスを提供する場合、賃借人から受領した有形動産対価の元本部分について増值税専用発票は発行できないが、普通発票を発行することはできると定められている。国家税務総局2010年第13号公告により、セール・アンド・リースバックにおいて、賃借人が賃貸人に資産を売却する取引には増值税が課税されない。従って賃借人は、賃貸人に対し増值税専用発票を発行できない。その結果、賃貸人であるファイナンスリース企業はリース対価の全額(元本及び利息を含む)に対して17%の増值税を納付しなければならず、賃貸資産の対価(即ち元本部分)に対応する仕入税額を控除することもできなかった。この取扱いに対してファイナンスリース業界は、セール・アンド・リースバックの本質はファイナンスであり、元本部分は増值税の課税標準に含めるべきではなく、もしそれを課税標準に含めるなら、ファイナンスリース業の増值税負担は大幅に増加することになると主張してきた。106号文では、全ての対価から元本部分の控除を認めめる形で、この問題の解決を図った。この政策の変更はファイナンスリース業界に歓迎されるものであろう。

ただし、セール・アンド・リースバックにおける発票の発行に関して、実務指針が明らかにされていない。その明確化を要望する。リースバックに関する税務通達([2013]106号)で規定されている普通増值税発票の発行について、レッシー所在地所管の税務局によって、発票を切ることを承認する場合と、そうではないケースがあり、全国で通達の規定通りにしていただくよう要望する。

## 8. 貿易と通関

### WTO 情報技術協定

- WTO 情報技術協定(Information Technology Agreement : ITA)は、1997年以来IT関連製品の関税を撤廃することにより世界経済の発展、雇用創出、技術革新に大きな役割を果たしてきた。更なる世界経済の発展のために、協定発効以来17年間一度も更新されていない対象製品を技術進歩に合わせ拡大すること、定期的な対象製品アップデートのメカニズムを構築すること、更に、加盟国拡大が喫緊の課題である。2012年5月以来WTOにて拡大交渉が順調に進んできたが、半導体や医療機器など一部の品目において交渉国の意見が分かれ、2013年11月を境に交渉は停滞している。2013年10月のAPEC首脳会議、本年5月のAPEC貿易大臣会合において、早期妥結を実現するために交渉を迅速に進める旨一致している。今後もAPEC議長国である中国の積極的な取組みにより、交渉が一日も早く妥結することを期待する。世界第2位の経済大国であり、世界有数のハイテク製品の輸出国でもある中国は、ITA拡大により、国内の経済成長、雇用増加、技術革新を通じて世界最大の裨益国となるのは疑いの余地がない。

### 通関・商検局等の運用

- 中国政府では通関の効率化やサービス向上において以前に比べると状況は大きく改善しているが、各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。同一製品が通関担当者によって異なる HS コード区分と判定され、関税・輸出増価税還付が異なるケースが発生している。全国で統一的な運用がなされるよう要望する。
- 中国中央政府から各地検驗検疫局に対して、条文と矛盾する、または条文に記載のない要求を行わないよう、指導徹底を要望する。例えば、ASEAN-中国 FTA では、その施行細則上に、原産地証明書に記載する HS コードを、輸入国の HS コードとする旨の規定がある。しかしながら、輸入国と輸出国（中国）の HS コードが異なる品目につき、中国各地の商検局が、自国（中国）の HS コードを記載する様、要求している。商検局の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTA が利用できない、或いは商検局との交渉に時間を要し、FTA の利用に遅れが生じる等の状況が続いている。
- 通関業務の迅速化と簡便化、薬品流通方式の近代化の促進を要望する。

### 税関検査負担の軽減

- 税関検査については検査率が高く、検査時間も長い傾向が続いている。価格審査については特に華南地区で高い頻度で申告価格に対する疑義が呈され、客先への納入時期の遅延などの問題が頻発している。どのような基準を用いて申告価格が低いと判断されているのか不明であり、対応が非常に難しく、多大な費用・労力を要するため、改善を要望する。
- 税関指定通関業者による HS コード事前審査制度が開始され、適用 HS コードが不明確な商品については、この制度を利用して事前に確認するようにしたことで、事態はある程度改善したと考える。但し、あくまでも通関業者による審査であり、税関による事前審査が望ましい。また、事前確認される HS コードもあくまで当該地域での輸入通関に適用されるのみで、他地域では有効でない。審査結果の有効性を全国共通化するとともに、税関自身による事前審査を要望する。
- 新規定の制定や規定変更に係る広報や説明会等の周知サービスが不足している。税務署、税関等に問い合わせ窓口はあるが、規定改正の事実すら承知していないケースがある。まずは当局内での周知、研修が適切になされるよう要望する。

### 輸入規制

- 福島原発事故の放射能による日本の 10 都府県からの食品輸入禁止の早期解除を要望する。
- 口蹄疫の影響による、乳製品（粉ミルク）、ベビーフード（牛肉・豚肉使用）輸入禁止の早期解除を要望する。

### 9. 政府調達

- WTO 政府調達協定（Government Procurement Agreement : GPA）への早期加盟、日中韓 FTA 交渉等における政府調達の内容追加を要望する。

- 2007 年 12 月より、GPA 加盟のためのオファーが提出されており 2013 年 12 月には第 5 次改訂オファーが提出されるなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価されるべきである。しかし、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、加盟が実現していない。以下の問題を解決するためにも、中国が GPA に早期加盟することを期待する。
  - 輸入製品は、中国の政府調達で排除される場合がある。
  - 中国で多くの製品を生産している日本企業が米国の政府調達に参加できない場合がある。
  - 米国に続き、EU の公共調達でも中国を念頭に置いた制裁条項が検討されている。
- 日中韓 FTA、RCEP 交渉における政府調達章の追加を要望する。昨年、日中韓 FTA 交渉、RCEP 交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。RCEP 交渉および日中韓 FTA 交渉の中に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、両協定において高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを期待する。地場メーカーだけではなく、中国進出している日系を含めた外資の製品も政府調達の内容になることを望む。
- 政府調達市場における輸入製品排除の撤廃を要望する。2004 年 12 月、財政部と国家発展改革委員会が連名で「省エネ製品政府調達実施意見」を発表。政府調達において省エネ製品リストに入っている製品を優先する旨規定した。これに基づき、「省エネ製品政府調達リスト」が発表された。2007 年 7 月、国務院弁公庁が省エネ製品強制購入制度を発表し、一部の省エネ製品が「優先調達」から「強制調達」となったため、「省エネ製品政府調達リスト」に強制調達と優先調達が併存するようになった。2007 年 12 月に「政府輸入製品購入管理弁法」が施行された。これらの法令・省令により、「省エネ製品政府調達リスト」で多くの輸入製品が排除された状態が続いている。また、2006 年 10 月財政部と環境保護部（当時：環境保護総局）が連名で「エコマーク製品政府調達実施意見」を発表し、政府調達においてエコマーク製品を優先する旨規定した。これにより、「エコマーク製品政府調達リスト」制度が確立された。上記二つの「リスト」に関して、以下の通り要望する。
  - 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにおいても、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品をリストに入れるよう、制限撤廃を要望する。
  - 調達を行う政府機関より、2 つの「リスト」に含まれる製品の持続的供給の保証、リストの有効期間内（6 カ月）の製品供給義務、及び「承諾書」の提出が求められている。技術革新と製品寿命のサイクルが速い IT 製品群にとって、製品切り替えのタイミングがリスト更新と合わないケースが多い。「承諾書」に記載された期間内の製品供給を保証するために、企業は、2 つのリストに掲載された製品在庫を保有する必要があり、経営上のリスクが生じる。また、次回リスト更新まで条件に適合した製品を追加できないという問題もある。これらの問題により最適な製品を調達出来ないことは、政府の意図するところではなくリスト導入の主旨にも乖離していると考える。従って、政府には条件

に適合した製品をタイムリーに追加できる制度、例えば、①リスト更新サイクルの大幅な短縮、②企業側が条件に適合した製品を適宜リストへ追加出来る制度構築を要望する。

## 10. その他の重要課題

### 安全なビジネス環境

- 日系企業及び日本人駐在員を含め、安全の確保されたビジネス環境を要望する。

### 食の安全と農業

- 中国の液体牛乳のGB（国家標準）に、「高温殺菌乳」をカテゴリーとして復活していただきたい。現状の「滅菌乳」では菌の状態についてより厳しい基準があるため、製法によっては常に検査不合格の危険性があり、適正な賞味期限で飲用すれば、安全で風味豊かな製品であるにも関わらず継続生産・販売が出来ないことにもなりかねない。中国消費者の豊かな食生活の実現に向けても、是非とも再考いただきたい。
- 2013年11月に農村の環境問題に関連して、禽類と畜類養殖物の糞便処理が養殖業者に義務つけられる「畜禽規模養殖污染防治条例」が国務院令として公布され、本年1月より適用となった。中国国内の農業事業会社では、従来より環境に対する配慮を重視してきているが、尚一層の環境対策を行うために市政府からの具体的な指導と補助を要望する。

### 介護ビジネス

- 中国の急速な高齢化に対して、日本式の介護ビジネスの導入が望まれている。介護ビジネスの発展のためには、介護保険、年金保険といった政府による保険制度や、介護事業者を被保険者とする賠償責任保険の充実が必要である。これら、介護ビジネスを支える周辺の諸制度の充実を要望する。

### 環境・エネルギー、産業の高度化

- 2014年4月に25年振りに「環境保護法」が改正されたが、PM<sub>2.5</sub>等の環境汚染対策に本格的に取り組んで欲しい。
- 中国の環境問題における日中の更なる協力関係の強化と問題解決へ向けた取り組み推進の「加速」を要望する。
- 建設機械排気ガス規制は2015年より日本の第3次排出ガス対策型建機相当になる見込みだが、経済的に世界をリードする中国は環境面でも日米欧に遅れず規制を適用していただきたい。
- 中国の大気汚染改善のために、地方政府の指導により、各企業や社区が運転するボイラーや焼却炉、石炭ガス化炉を停止し、大型設備による集中供給を行う動きが各地で始まっている。日本の高効率機器、効果的な管理手法を用いて、民間によるエネルギー集中供給への期待も高まっている。しかし、民間のエネルギー供給企業が、独自で原料を調達し、数多くの使用者と個別に契約を結ぶ方法では、市場リスクが民間企業に負いきれる範囲を超てしまい、投資がなかなか進まない。地方政府が原料供給とエネルギーの引き取りに責任を持つ事業形

態を是非採用していただきたい。

- 自動車、家電等の大衆消費が急拡大しており、今後国内に大量の中古やスクラップが発生し、環境面で大きな問題になることは確実である。これらのリサイクルを支援するための税制面や認可上の優遇策の充実を要望する。
- 省エネルギー政策の一層の促進と公害防止施策の継続的推進を要望する。
- 製造工場等における省力化、省人化投資に対して国・政府補助金等の対応を要望する。

#### 規格認証

- 中国工業規格と JIS との相互認証の促進を要望する。

以上